

会 議 概 要

会 議 の 名 称	第3回久喜市公共施設個別施設計画検討委員会
開 催 年 月 日	令和5年2月20日（月）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後2時00分から午後4時10分まで
開 催 場 所	久喜総合文化会館 広域文化展示室
議 長 氏 名	会長 石上 泰州
出席委員（者）氏名	池田 宏、石上 泰州、内田 サイ子、小島 比ろ子、 坂口 信蔵、中村 文隆、秀島 敏治、丸瀨 正樹、三澤 善考
欠席委員（者）氏名	細川 敦子
説明者の職氏名	アセットマネジメント推進課 主幹兼管理・計画係長 藤本 健
事務局職員職氏名	財政部長 関口 康好 財政部副部長 川名 健一 財政部参事兼アセットマネジメント推進課長 高田 健一 アセットマネジメント推進課 主幹兼管理・計画係長 藤本 健 担当主査 古畑 剛士 主事 井高 璃子
会 議 次 第	1 開会 2 議題 （1）意見募集・議会報告の結果について （2）公共施設の適正配置の見直しについて （3）その他 3 閉会
配 布 資 料	・ 次第 ・ <u>資料1</u> 施設分類別適正配置計画 新旧対照表 ・ <u>資料2</u> 第3回久喜市公共施設個別施設計画検討委員会の審議内容
会議の公開又は非公開	公開
傍 聴 人 数	1人

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

司会（高田参事）	<p>皆様こんにちは。</p> <p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>定刻になりましたので、第3回久喜市公共施設個別施設計画検討委員会を開催させていただきます。</p> <p>開会に先立ちまして、本日の出席委員についてご報告申し上げます。</p> <p>委員10人中、出席委員9名でございます。</p> <p>過半数に達しておりますことから、本委員会は久喜市公共施設個別施設計画検討委員会条例第6条第2項の規定により、成立いたしますことをご報告申し上げます。</p> <p>なお、細川委員におかれましては、欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>また、本日の会議は会議録システムを使用しておりますので、恐れ入りますが発言の際には、マイクをご使用いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、開会にあたり石上会長からご挨拶を頂戴したいと存じます。</p> <p>お願いいたします。</p>
石上会長	<p>（会長あいさつ）</p>
司会（高田参事）	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、審議に移らせていただきます。</p> <p>会議の進行につきましては、久喜市公共施設個別施設計画検討委員会条例第6条第1項の規定に基づきまして、会長に議長をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、石上会長よろしくお願いいたします。</p>
石上会長	<p>それではしばらくの間、進行を務めさせていただきます。</p> <p>早速ですが議題の（1）意見募集・議会報告の結果について、を議題といたします。</p> <p>こちらについて事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局（藤本主幹）	<p>事務局のアセットマネジメント推進課藤本でございます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>着座にてご説明させていただきます。</p> <p>それでは議題の方に入ります前に、本日の会議資料の確認をさせていただきますと存じます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 次第・ 資料1 施設分類別適正配置計画 新旧対照表・ 資料2 第3回久喜市公共施設個別施設計画検討委員会の審議内容

以上3点でございます。
不足等はございませんでしょうか。

(不足なし)

事務局（藤本主幹） それでは、議題の（1）意見募集・会議報告の結果について、ご説明させていただきます。

前回の第2回検討委員会の会議資料について、市民の皆様に対する意見募集を令和4年12月28日から令和5年1月26日まで、約1ヶ月間実施いたしましたが、ご意見等の提出がなかったことをご報告させていただきます。

事務局といたしましては、このたびご意見等がなかったことでこれを良しとするのではなく、市民の皆様に対する意見募集の方法が限定的だったと捉えまして、今回以降は、市のSNS等を活用しながら、更に市民の皆様にご意見をいただけるようにPRして、広く意見募集を実施して参りたいというように考えております。

また、議会への報告といたしましては、令和5年1月13日に全ての市議会議員の皆様へ、第2回の会議資料及び事務局の方からの説明の概要というものを送付させていただきました。

以上でございます。

石上会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がございましたが、前回の会議資料に対する意見募集、そして議会報告を実施しましたが、ご意見はなかったとのことでした。

これを受けまして事務局では、SNS等を活用して更に広く意見募集を行いたいということでございます。

ただいまのご説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらよろしく願いいたします。

SNS等の活用というのは、具体的には、

事務局（藤本主幹） 本市の公式ツイッター、フェイスブックに、会議が行われたこと、会議で使用した資料に対する意見を皆様からいただきたい、ということを改めて広報して参りたいというところでございます。

三澤副会長 こういうところに掲載しているということ自体をPRしないと、それ自体を分かってない市民が多いのではないかという気がします。

ですから例えば広報で告知するとか、または議論というか、会議の様子を久喜市のホームページに掲載することはできますか。

事務局（藤本主幹） まず広報紙ですが、昨年の12月号に、この個別施設計画検討委員会を開催するたびに意見募集をさせていただきます、という記事をすでに掲載させていただ

きました。

広報紙の締め切りの関係もあり、毎回掲載することが難しかったため、最初に、開催するたびに実施することを公表させていただいたところです。

あわせて、市のホームページにも載せさせていただいております。

現在も市のホームページをご覧くださいますと、この検討委員会に関するページがあるのですが、そちらには前回の会議資料と会議録、それから開催するたびに意見募集をすることなどが掲載されています。

また、市の公共施設の市民参加コーナーというところに、インターネットをあまり使われない方でも出向いていただければ意見を出せるように、資料等を備え付けさせていただいているところです。

中村委員

広報くきで一度、意見募集をしたわけですね。

それでその結果、締め切りまでに意見がなかったと。

なので、ホームページに載せますと。

改めて再度、広報紙の方に掲載する予定はないのですか。

日程的に間に合わないということですか。

事務局（藤本主幹）

そうです。

毎回、広報紙で告知するのが難しかったため、最初にさせていただいたところです。

しかし、今回も意見募集をさせていただきますが、また意見がいただけないですとか、意見が少なかったなんていうことになれば、市民の皆様のご意見を反映させてこの計画を作っていききたいという事務局の考えと反するところもございます。

その際は、また来年度以降になろうかと思いますが、改めて広報紙に掲載することなども検討して参ります。

中村委員

3回も4回もやる必要はないというように私は思っております。

一度やりました、集まりませんでした、再度募集します、このぐらいで十分徹底が図れている、いつまでも無期限でやる必要はないというように私は思っております。

そのぐらい一生懸命、行政の方でやれば、多くの市民の方にはご理解いただけるのではかというように思っております。

事務局（藤本主幹）

ありがとうございます。

そのご意見も含めまして、改めてどのように意見聴取していくかをしっかり検討して参りたいと思います。

石上会長

基本的には、今回以降の意見募集について少しでもご意見が頂戴できるように工夫したい、ということかと思っておりますので、そのようによろしくお願いします。

中村委員 意見が全くないということは、または少ないということは、それだけ責任が重くなっているということだと私は理解しています。
議員さんの方から声はないのですか。

事務局（藤本主幹） 先ほどもご報告させていただきましたとおり、全ての市議会議員の皆様には前回の資料と説明の内容等はお送りさせていただいております。
非常に注目をいただいている計画ということになりますので、議員の皆様からは毎議会での質問等を通して、かなり多くのご意見をいただいているというのが実情です。
今まさに2月定例会議の会期中なのですが、今回も一般質問、それから代表質問等でも多くのご質問をいただいております。
ご質問の中には当然、各議員の皆様のご意見等も含まれておりますので、その辺りも含めまして、この見直し案を作って参りたいと考えているところです。

石上会長 そういたしますと1月に全議員の皆さんに会議資料を送付されて、それなりのいろいろなご反応があったということでしょうか。

事務局（藤本主幹） そうです。
第2回検討委員会の資料を市議会議員の皆様にお送りする前から、毎議会でも様々なご意見、ご質問をいただいているところです。
1月13日に送付した後の議会が、今開催している議会になります。
今ご質問をいただいているところですが、今週の日曜日が代表質問、その翌週から一般質問が始まりますので、それに対する答弁で私たち執行部側の考えを明らかにさせていただき、市議会議員の皆様とも意見を交わしていくことになろうかと思っております。

石上会長 その他ございますか。

事務局（藤本主幹） 先ほど広報12月号と申し上げたのですが、11月号の誤りでございました。それから5月号でも掲載する予定で進めているところを訂正させていただければと思います。

石上会長 ちなみに、こういった会議資料はホームページにアップされているのですか。いつ頃の段階でアップされているのですか。

事務局（藤本主幹） この会議資料については、開催後すぐ、今日もしくは明日にはホームページで公表させていただく流れになっております。

石上会長 ということでございますので、事務局というか、委員会側としては、それなり

に誠意をもって情報提供させていただいているところでございます。

なるべく多くの方に気づいていただけるように、SNS等、工夫して参りたいということでございます。

議題1につきましてはよろしいでしょうか。

(意見等なし)

石上会長 それでは引き続きまして、議題の(2)公共施設の適正配置の見直しについて、を議題としていきたいと思えます。

進め方といたしましては、前回と同様に分類施設ごとに説明と審議を繰り返していく形でよろしいでしょうか。

(意見等なし)

石上会長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局(藤本主幹) それでは、議題の(2)公共施設の適正配置の見直しについて、ご説明させていただきます。

はじめに、資料2をご覧くださいと思います。

本日皆様にご審議いただく施設は、資料2で網掛けをしている施設ということになります。

1番の行政系施設、3番の医療・保健施設、4番の福祉施設、7番の子育て支援施設、9番の図書館・資料館、12番の市民文化系施設、この合計6つの分類施設でございます。

「※第2回で実施済み」と記載させていただいている網掛けのかかっていない施設につきましては、前回第2回でご審議いただいたところです。

それでは、資料1をご覧ください。

はじめに、行政系施設についてです。

行政系施設については、「市役所新庁舎を建設し、各地区に分散する行政本庁機能を1施設に集約する。」こと及び「総合支所の余剰スペースに他機能を複合することで、地域の活動拠点施設として再整備する。」ことを方針としております。

これは個別施設計画の基本方針の3番「複合化・多機能化による拠点施設の整備」によりまして、施設の総量の削減と機能を維持の両立を図るために、施設の数や規模を縮小しながらエリアごとに拠点となる施設を配置し、そこへの複合化・多機能化、集約化を進めることで、効率的な維持管理、運営や公共施設サービスの維持、向上を図るという考え方に基づいております。

個別施設計画を公表して以降、この市役所新庁舎について建設する場所や事業費、現本庁舎の活用、新設に至った意思決定の経緯等について、多くのご指摘を市民の皆様や議会からいただいたところです。

これらのご指摘に真摯に対応するため、新設を取り止めること、現在の本庁舎を引き続き使用することを基本に、庁舎が抱えている課題を解決、解消するための施設整備を検討していくということになりました。

このことが、今回の見直しを行うことになった理由の1つでございます。

それでは、施設ごとに見直し内容を説明させていただきます。

はじめに、1番の久喜市役所でございます。

見直し前の計画では、機能の方向性は「集約化」、建物の方向性は「除却」としており、取組内容は「本庁舎機能を集約し、新庁舎を建設する。行政本庁機能は全て移転し、現本庁舎は除却する。」としておりました。

見直し原案では、機能の方向性は「集約化」で変えておりませんが、建物の方向性は「転用」としまして、取組内容を「現本庁舎を増築し、本庁舎機能を集約する。行政本庁機能は全て増築棟に移転し、保健センター、子育て支援施設を有する複合施設として使用を継続する。」に改めたところです。

次にその下、新1番の(新)久喜市役所本庁舎(増築棟)でございます。

見直し前の計画では「新庁舎」となっておりまして、「本庁舎機能を集約し、保健センター、子育て支援施設を併設した新庁舎を建設する。」としていたところを見直しまして、「増築棟」というようにし、「現本庁舎に増築棟を建設し、本庁舎機能を集約する。第2期以降、機能・建物ともに維持する。」という計画といたしました。

その下、2番の久喜市役所第二庁舎でございます。

基本的には現行計画のとおり、江面コミュニティセンターに転用を図って参りますが、集約先を新庁舎としていたものを増築棟へ、また集約時期が第2期となりますことから、取組時期を第1期後期から第2期へ変更することといたしました。

次に、3番の菖蒲総合支所でございます。

機能の方向性は「縮小維持」から「維持」へ変更し、取組内容に記載がありません「行政サービスセンター」を「行政センター」に名称を変更しております。

次に、4番の栗橋総合支所及び新2番(新)栗橋市民プラザ(行政)でございます。

栗橋総合支所を除却して栗橋市民プラザに移転することに変わりはございませんが、機能の「縮小維持」というのを「維持」に変更しまして、先ほどと同様に「行政サービスセンター」の名称を「行政センター」に変更しております。

その下、5番の鷲宮総合支所及び新7番の(新)鷲宮複合施設(行政)でございます。

総合支所機能を廃止する計画を改め、行政センター機能を追加しまして、教育支援施設、生涯学習施設を有する複合施設として継続利用していく計画といたしました。

このことによりまして、第4期を目途に行政センター、図書館・資料館、教育支援施設、生涯学習施設を有する複合施設として、現鷲宮総合支所に新築するとしております。

次に、転用1番のふれあいセンター久喜（行政）及び新3番の（新）久喜東複合施設（行政）でございます。

ふれあいセンター久喜は「行政サービス機能」としていたものを「行政窓口機能」へ、久喜東複合施設は「行政サービスセンター」としていたものを「行政窓口」へ名称を変更いたしました。

次に、6番の公文書館及び7番の東京理科大学跡地（旧普通教室棟）でございます。

この2つの施設に修正はございませんが、東京理科大学跡地の譲渡が令和4年度に行われますことから、取組内容の欄に「※令和4年度に譲渡済み。」という記載を追記させていただきました。

最後に新9番の（新）桜田複合施設（行政）でございます。

この施設につきましては、市長選挙公約「まちのつくり方改革セカンドステージ」におきまして、整備することを市民の皆様にお約束しておりますことから、追加させていただいたところでございます。

第1期中にJR東鷺宮駅東口にございますイオン東鷺宮店跡地に計画されている民間商業施設の一部をお借りしまして、行政窓口、子育て支援施設、コミュニティセンター機能を有する複合施設として整備して参ります。

行政系施設についての説明は以上となります。

ご審議の程よろしくお願いたします。

石上会長

ありがとうございます。

まずは1番の行政系施設につきまして、大きく計画を変更するということですが、何かご質問等ございますか。

三澤副会長

ふれあいセンター久喜と久喜東総合施設の説明をもう1回していただきたい。少し聞き漏らして意味合いがよく分からなかったのをお願いしたい。

事務局（藤本主幹）

転用1番のふれあいセンター久喜を見ていただきますと、第1期に「行政窓口機能」を追加し、それに伴い建物は複合施設として転用されます。

第2期の間はそのまま維持し、第3期に更新となっています。

この時点で建て替えをするというような計画です。

この第3期に建物の耐用年数を迎えますので、一旦ここで建て替え、新しく造る施設がその下の久喜東複合施設ということになります。

ですので、ふれあいセンター久喜を壊してそこに新しく新築する建物が、久喜東複合施設ということになります。

現在も、ふれあいセンター久喜の窓口には証明書の発行等ができるような行政窓口の機能があり、そういったものをここに置くということで、行政窓口機能を追加するというようなことが取組内容に記載されているところです。

三澤副会長

基本的には、現在ある場所に建て直すということですか。

事務局（藤本 主幹） そのとおりです。

三澤副会長 分かりました。

坂口委員 今回の市役所を増築して、今の機能を全部移転して、他の地区の建物を集約して、増築の建物で機能を作ると。
今ある建物は、空いたところを保健センターとか子どもの支援センターで使う、そういうことでよろしいですか。

事務局（藤本 主幹） そういうことになります。

坂口委員 そうすると市庁舎は築43年ですが、7年後に移転してその機能を開始すると築50年の建物です。
あと何年使う予定なのでしょうか。

事務局（藤本 主幹） 個別施設計画の55ページをご覧ください。
この個別施設計画を考えていく上で、建物の構造によって、どれぐらいその建物を持たせられるかというようなものが記載されておまして、市役所本庁舎の建物の構造はSRC、鉄骨鉄筋コンクリート造という建物になります。
こちらは普通に使っていても標準使用年数で60年使えるのですが、長寿命化を図って目標使用年数の80年使っていきたいという目標を持っているところです。
ご承知のとおり窓の外を見ていただきますと、耐震ブレースといいまして窓のところにバッテンで地震に強くなるような耐震改修工事をすでにおおしして、それ以外にも様々な建物を長寿命化といいまして長く使えるような工事を施して、あと30年、建築から80年ぐらいは使っていきたいなというように考えています。

坂口委員 今回の子育て支援は、政府の方で強力な推進をしていくのだということで、海外でもやっぱり子育て支援について、行政の方で力を入れているという例が報道されていたりします。
30年でその施設が機能としては満足できるかどうかというのはどうなのでしょうか。
最初の増築した市庁舎のところに、全部入れるというのは駄目なのでしょうか。

事務局（藤本主幹） まず、今回の個別施設計画の見直しの発端となった1つがこの新庁舎に関することです。

この資料1を見ていただきますとお分かりいただけると思いますが、見直し前の計画では本庁舎を除却する考え方でございました。

新庁舎を造りまして、そこに保健センターの機能や子育て支援の機能を併せて、今の庁舎は壊すというような計画をしていたところでした。

先ほどのご説明の中でも申し上げましたが、この計画についてかなり多くのご意見をいただいたというのが見直しになった要因の1つでございます。

それが、すでに耐震補強工事というのを、かなり多くの費用をかけてやっており、耐震的には十分安全な建物になっているということです。

そういった建物をできるだけ長く使っていくことと、まだ使えるうちに壊して新しいものを造ること、それぞれメリット、デメリットがあるかと思いますが、今回はこの計画を見直して、今の建物は目標使用年数までは使っていくというような方向に舵を切り直したところでした。

ですので、残り30数年使える建物になろうかと思いますが、個別施設計画が35年間の計画になっておりますので、また計画が終わる頃には、今度は今の本庁舎を壊さなければいけない時期になってくると思いますので、それ以降どうしようかというのは、またその時に考えていくような内容になろうかと思います。

石上会長 基本的には、丁寧に補強しながら使えば80年持つにもかかわらず、旧計画は4、50年ぐらいで壊してしまうということで、結構お金をかけて耐震補強したわけで、それもどうなのと、そういった問題意識がこの計画変更のかなり中心的なところにあったのではないかと思いますので、やはりそこは使えるだけ丁寧に今の庁舎を使っていこうというようなところなのかと思います。

ですから、そこを有効活用して、現在の庁舎を少しリフォームするのですかね、福祉関係の機能をそこに集約していこうという、市役所の本庁機能そのものは新しく建てるところに集約していく、というような計画と認識しておりますので、80年丁寧に使えば使えるということです、そのようにご理解いただければということかと思います。

三澤福会長 2点お聞きしたいのですけれども。

1つ目は、庁舎を増築するにあたってです。

市役所に訪問して見てみますと非常に狭いです。

今、働き方改革、一般の企業ではそんなことを言われていますが、市の庁舎は働き方改革にはちょっと遅れているのではないかと思います。

そういう意味も含めて、思い切った、働きやすい環境に作り変えて欲しいと思います。

私ら市民がそう思っています。

実際、お昼時に行っても机の上で食事をしているようなことも多々見受けられます。

仕方がないので、食べておられるのでしょうかけれども。

こう言ってみますと、本来ならばこれだけの規模の市役所であれば、食堂があっても当然だというように認識しているのですが、そんな点も踏まえて、増築するにあたっては、思い切った改革で作り変えて欲しいというように思っております。

2点目は、桜田複合施設につきましてです。

民間の施設を賃貸するというように条件が出ていますが、今までを比べてみますと、賃貸というのはごく稀な事態であって、あまり聞きません。

これだけの施設を賃貸するというのは、どんな理由があるのか確認させてもらったのですが、東口に「さくら」というコミュニティセンターがございます。

あれの利用方法が、どう考え合わせて、難しいのかという疑問が湧いたので、そこら辺との兼ね合いはどうかかなということを含めてお聞きしたいなど。

事務局（藤本主幹）

それでは2点ご意見を頂戴しましたので、まず1点目の本庁舎の関係です。

三澤副会長は区長さんでもいらっしゃるが、他の一般の市民の方よりは、多く市役所を訪れていただいている方だというように認識しております。

もしお時間があれば、皆様にもご覧いただきたいのですが、特に2階の福祉の部局は、非常に狭いスペースで職員が仕事をしております。

本庁舎の課題の1つが、やはりその狭いところでございまして、例えば、本市は障がい者雇用を推進していますが、車椅子の職員が通れないというような状況になりますと、配属される部署が限定的になってしまうという問題がございます。

また、合併したことで、どうしても本庁舎にある程度職員を集めないといけないところが、この10数年の間にありまして、以前の久喜市役所の本庁舎でございますから、7万数千人の市民に対する業務を行っていた建物で、今15万人の市民に対する仕事をやっているというようになりますと、やはりどうしても狭いというのが大きな課題になっているところです。

足りない分は会議室を潰したりしながら事務室のスペースを広げておりますので、相談室みたいなどころも数が限られているところで、そういったこと諸々を解消するために、この増築棟を整備していきたいということを現在考えているところでございまして、副委員長がおっしゃるとおり、造るからには市民の皆様にとっても利用勝手の良いものにして参りたいというように思っています。

2点目の桜田複合施設についてです。

説明の中でも、総量の削減という言葉が何度か使わせていただいているのですが、個別施設計画は今、市が持っている公共施設の床面積をどれだけ減らしていけるかというような計画になっているところです。

第1回の時にも申し上げましたが、少子高齢化で全国的に人口が減り、生産年齢人口も年々減っていく中、税収というのは大きな増がなかなか見込めない、むしろ段々入ってくるお金が少なくなっていく時代で、今と同じ公共施設の量を確

保していくというのはやはりどこかに無理が生じてしまうというところがあり、この床面積をどうやって減らしていこうか、どうやって更新していく費用や維持管理をしていく費用を、削減していこうかということを考えている計画になります。

そういった意味では、新しい建物を建てるのではなく、民間施設の床を借りて、市がその建物を保有しなくても公共施設を整備できれば、これは総量削減という意味でも良い手段になるのではないかというようなことで、この計画が持ち上がっているところです。

日本全国で見ますと、同様に、例えば、駅前の商業ビルのフロアを借りて公共施設を整備しているような事例というのは幾つもございます、久喜市では初めてになります。

今そういった取り組みをしているというところです。

「さくら」のところのご質問がよく理解できなかったもので、一旦ここまでの説明にさせていただきます。

もしよろしければ、もう一度、副会長からご質問いただければと思います。

三澤副会長

「さくら」を再利用できないのかということです。

新しく開設しようとしているのは、イオンの入っていた建物ですよ。

当然、今ある建物ですから、これも恐らく更新して修理修繕をしていかないと使えないだろうというように思いますが、そこら辺の費用効果と今ある「さくら」の施設を増改築する費用を計算されているのかなということをお聞きしたと思います。

事務局（藤本主幹）

ありがとうございます。

現行の計画では、鷲宮の東、桜田地区にあります「鷲宮東コミュニティセンターさくら」を建て替えて、桜田複合施設を造る計画になっておりました。

資料の8ページ、新9番の（新）桜田複合施設（コミュニティセンター）というものがあるかと思うのですが、その上の23番の鷲宮東コミュニティセンター（さくら）を更新して桜田複合施設を新築するというのが見直し前の計画になります。

当然これは、現在の建物を壊し、新しい建物を一から建てるということですから、それなりの建設費というのがかかってくることになります。

これを見直した計画が、この「鷲宮東コミュニティセンターさくら」については、売却を前提に譲渡していくような方向にする。

市としては、もう面積をできるだけ持たないようにする。

その代わりに、これに代わる施設を新しく民間企業さんが作る建物の中の床をお借りして整備する、というような方向で進めて参りたいという内容になっております。

三澤副会長 民間の建物は、新しく建てられる建物ということになるのですか。

事務局（藤本主幹） 東鷲宮駅の東口にあるイオン東鷲宮店が4月に閉店したのですけれども、これは民間の建物で、市の建物ではございません。
建物を所有されている方がまず壊し、更地にしたところに新しく商業施設が立ちます。
その新しく建つ商業施設のフロアの一部を、市がお借りするような方向で話を進めているというようなところです。

三澤副会長 その新しく建つ建物は、イオン系ということですか。

事務局（藤本主幹） イオンさんは、撤退されておりますので違います。

三澤副会長 差し支えなければ、新しい建物の所有予定者を教えていただけますか。

事務局（藤本主幹） 地域の住民の方の間では、すでにあるスーパーマーケットさんのお名前がもうお話に出ております。
こういう計画を出しているぐらいですから、こちらの事業者さんと久喜市の協議はすでに開始しているところですが、まだこの会社が社として公表している内容ではありません。
そういうところもあり、それを市の方から公式のこういった会議録が残るような場で申し上げるのは、差し控えさせていただきます。

中村委員 先ほどの、鷲宮の施設のこととも少しは関わりがあるのではないかと思います。
特に、この検討委員会が設置された大きな理由というのは、市役所の件が絡んでくるのではないかというように思っています。
この市役所も久喜総合文化会館もそうですけれども、40年以上前の話、皆さん方でもこの辺の景色を覚えている方が何人かいらっしゃるのではないかなと思います。
何もありませんでした、田んぼだったんですね。
40年以上前の何もなかった当時に良かれと思って、市役所の本庁舎も、この総合文化会館も造られた。
日本全国どこに行っても、総合という名前が付いた文化会館がありました。
そういった時代に、この辺が作られたわけです。
ですから、市役所ができた当時、市役所の正面にケヤキの大きな大木がありますけれども、あれはもう苗木の時から私は知っています。
当時は良かれと思ってその時代合う施設を作ったはずですが、もう40年も50年も過ぎているわけですから、もう時代が、中身が全然違います。

あの大きなしっかりした建物ですが、実は中身が違います。

ですから、先ほど三澤さんがおっしゃったように、もう時代に合った施設にした方が良いのではないかというように私も考えます。

造るからには、例えばバリアフリーがそうです、トイレでだって、コンビニでさえ、どこでも全てウォシュレットです。

そうではなく、公共施設が和式トイレですから、こんなに時代に逆行していることはないと思います。

魅力がない、働きがいのない職場に、力量のある職員は集まらないと思います。

食堂もやはり三澤さんがおっしゃったように、市民が集えるような、コミュニティエリアのような、しっかりした施設に作り変える良い機会ではないかというように思っております。

ただ施設を残せでは、市が残りません。

新しく心も中身も変えていくことが、必要なのではないかというように思います。

石上会長 どんな本庁舎増築棟を建てるのかということにつきましては、直接的なこの委員会の任務ではなく、今、中村委員さんがおっしゃったような視点を十分に踏まえ、別途、新しい新庁舎を計画されることと思います。

中村委員 声として残してください。

石上会長 そうですね。
ここでの議事録という形で残るのでしょうか。
どの程度の床面積で云々というのは、この計画でそこまで出ますか。

事務局（藤本 主幹） まさに今いただいたような思いから、時代に合った市民の皆様にとっても使い勝手の良い市役所本庁舎をというような思いで、新しい増築棟を造る見直し案を、提示させていただいております。

今、会長からお話のあった、どれぐらいのサイズ感かというようなところは、計画の中でもある程度はお示ししていかなければならないと思っています。

これについては第4回、第5回のあたりで、数字として目安となるものが出てくるかと思えます。

実際には、この新しい増築棟を造る時に、また改めて基本構想や基本計画といったものを作っていくこととなりますので、その中で具体的にどういう機能を入れていくか、食堂はどういうものにするか、事務室はどうしようか、相談室はどういうものがどの程度あれば良いのか、そういったものを1つ1つ検証していきながら、そこで具体的な面積規模等も出てくると思っておりますので、今回はそこまでは掘り下げる予定はないのですが、そういった方向性で進めていきたいと、この見直し案に対して皆様のご意見を頂戴したいというところでございま

す。

石上会長

その他、行政系施設のところでご意見等ございますか。

(意見等なし)

石上会長

久喜市として初めての賃貸ということですが、これも大きなアセットマネジメントの観点から、他の自治体ではごく当たり前のように行われていることだと思いますので、含み置きをいただければと思います。

それでは、また後程お気づきの点がございましたらお受けいたしますので、とりあえず先に進めさせていただきます。

では次の医療・保健施設について、お願いいたします。

事務局（藤本
主幹）

それでは、資料1の2ページをご覧ください。

医療・保健施設でございます。

こちらにつきましては「保健福祉・子育て支援の拠点施設を市役所新庁舎に併設して建設し、各地区に分散する保健センターを1施設に集約する。」「久喜市休日夜間急患診療所は、複数の当番医での対応への移行を基本方針とする。」ということの方針として考えております。

これは個別施設計画でいうと、基本方針の3番「複合化・多機能化による拠点施設の整備」という考え方に基づいております。

この医療・保健施設につきましては、今回の見直しにおける直接的な対象となる施設ではございませんが、先ほどの行政機能のところ出て参りました、新庁舎新設の取り止めに伴いまして、現本庁舎が集約先となることなどによって、影響を受けた形で計画を変更しております。

まず、1番の久喜市休日夜間急患診療所でございます。

久喜市休日夜間急患診療所につきましては、2年ちょっと前になりますが、令和2年の10月から、市内3か所の医療機関に診療業務というのを委託しておりまして、今後も民間活用の方向性を堅持しつつ、委託により医療体制を継続していく方針のため、第1期中に民間活用するというような計画といたしました。

また、取組内容の表記を他の複合施設の表記に合わせる形に改めるため、括弧を取りまして、「建物の方向性は、中央保健センターに準じる。」という表記といたしました。

次に、2番の中央保健センター、3番の菖蒲保健センター、4番の栗橋保健センター、5番の鷺宮保健センター、それから転用14番の保健・子育て複合施設（保健センター）を一括してご説明させていただきます。

これらの施設は、新庁舎新設の取り止めに伴いまして、新4番の（新）保健・子育て複合施設（保健センター）を新庁舎に併設して建設する計画としていたため、その集約先、時期について計画を改めております。

第1期中に保健センター機能を1か所に集約するという計画は現行のままでご

ございますが、集約先は中央保健センターというようにいたしました。

その後、第2期に入りまして、現本庁舎を転用した保健・子育て複合施設へ機能移転する計画に改めたところでございます。

なお、菖蒲保健センター及び栗橋保健センター、それから鷺宮保健センターにつきましては、当面の間、検診等を行う施設として維持し、保健・子育て複合施設へ機能を移転した後、建物を除却する計画としております。

簡単ではございますが、医療・保健施設についての説明は以上となります。
よろしく願いいたします。

石上会長

ありがとうございます。

ただいまのご説明につきましてご質問ご意見ございますか。

基本的には新しい庁舎に全てまとめるという予定でしたが、そうではなく、現在の市庁舎の方に集約をしていくというように変更するということです。

三澤副部長

保健センターの役割というのを十分掴んでいないのですが、集約することが良いことなのかどうか分からないのでお聞きしたい。

これは市役所に集中させるということですよ、将来的には。

そうすると、1か所になるということなのですが、保健センターを利用されるという方がどの程度か理解してないので分からないのですが、例えば、今回のコロナ感染者等の管理とかそういうこともするわけでしょうから、逆に地域にあった方が住民は使いやすいですよ。

石上会長

集約化の意義と申しますか、逆に集約することに伴って何かしらのデメリットはないのかというようなことかと思えます。

事務局（藤本主幹）

現在、合併前の久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町それぞれが整備してきた保健センターを、合併後12年間ずっと維持してきたところです。

保健センターというのは、お子さんが生まれる頃から、それから何ヶ月健診ですとか、あとは健康診断のようなものを行っていたり、各種運動系の教室を行っていたりしますので、そういったものはやはり住んでいる地区の近いところにある方が使いやすいというのは、おっしゃるとおりかと思えます。

一方で、それぞれの保健センターを維持していこうとすれば、それぞれの建物にそれなりの数の職員を置かなければならないというところもあります。

当然、利用するのは同じ久喜市民ですので、どこの施設でも同様の業務を行っており、業務的にはやはり効率が悪いというようなところがございます。

ですので、まずは4か所に分散して配置している保健師の資格を持っている職員などを1か所に集めることで、もっと効率よく事業展開をしていきたいと考えております。

ただ、市民の皆様が検診等を受ける場合には、1か所に集めてそこで検診やるということになると、市内の遠くからそこにわざわざ出向いて来ていただかなければ

ればならないということになりますので、検診等は逆にその日にその集約したところから職員が出向き、市民の皆様の利便性はできるだけ下げないように効率的な業務運営をしていきたいというような思いから、機能は集約化したいという計画にしているところです。

第2期に建物を全て除却していく計画となっておりますけれども、その後は各地区のコミュニティセンター等の会議室で、検診業務等を行うことができるだろうというようなところで、検診業務は市の職員が各地区に出向くのを、今後もやっていきたいという考えで作らせていただいた計画になります。

三澤副会長

特に高齢者の方々が、利用しづらくなるというデメリットがあると思いますが、その辺を十分配慮して、統一していく必要があるのではないかと思います。これは運営方法でカバーできるというご説明なので、分かりましたということにいたします。

秀島委員

今回のコロナとか、10何年前のSARSの問題とかいろいろありました。それが1か所で、果たして出てきた時に対応できるかという問題もあります。それだけの職員さんがいれば良いですが、そうなった時にてんやわんやしなくてはいけないのではないかと。ただそれを準備する期間がなかなかないものですから、それはもうしょうがないと思うのですが、やはりある程度分散することが必要ではないかと思います。1か所に集中すると、相当混乱します。

石上会長

ご意見はごもっともかと存じますが、医療・保健施設につきましては見直しの対象では基本的にございませんので、我々がここで抜本的な議論をすることは残念ながら求められておりません。

ここでは、新しいところに建てる新市庁舎に機能を集約するという計画だったが、それを現市庁舎に移転先を変える、ということの形式的な確認ということでございます。

ただし、委員の皆様からご意見がございましたように、昨今のコロナ等々の状況を見て、その集約化が果たして大丈夫なのかというようなご心配の声があったことは、きちんと議事録に留めて然るべくお伝えをさせていただきたいと思えます。

そのようなことをご了解いただくと有り難く存じます。

それでは、その他何かございますか。

(意見等なし)

石上会長

では、先に進めさせていただきます。

4番の福祉施設について、お願いいたします。

事務局（藤本
主幹）

それでは、資料1の3ページをご覧ください。

先ほどから説明の中で、方針等を最初に述べさせていただいています。

個別施設計画で言いますと、福祉施設は70ページからになりますが、71ページが一番上に、この福祉施設の配置の適正化方針というのが掲載されております。

福祉施設に限らず、どの分類の施設でもその方針が掲載されており、この方針を読み上げておりますので、あわせてこちらもお覧いただきながら、説明をお聞きいただければと思います。

福祉施設の方針といたしましては、「社会福祉施設は、現有機能は維持しつつ、余裕スペースへ他施設の機能を複合することで、施設の有効活用を図る。」「障がい者福祉施設は、民間譲渡を推進し、市としてのサービス提供を廃止する。」「高齢者福祉施設は、ごみ処理施設に係る余熱利用施設への集約化を図る。」「養護老人ホームは、民間譲渡を推進し、市としてのサービス提供を廃止する。」この4つを方針としております。

第2回の時にもご説明しましたが、個別施設計画の40ページ、41ページに基本方針というのが記載されております。

こちらは基本方針の5番「役割分担の見直し」によりまして、「民間の経営ノウハウを活用することで、より有効なサービスの提供が期待できる場合は、民間への売却・譲渡等を推進し、利便性の向上や運営の効率化を図る。」というような考え方にに基づき、この福祉施設の方針を定めているところでございます。

しかし、計画を公表して以降、特に障がい者福祉施設につきましては、各方面から存続の要望やご指摘をいただきまして、方針に掲げておりました民間譲渡を取り止め、そして、指定管理による運営を継続することとし、施設の更新時期が来た時に、改めてその方向性を検討していく計画に見直しを図って参りたいと考えているところでございます。

それでは、施設ごとに見直しの内容を説明させていただきます。

資料1の3ページ、はじめに1番のふれあいセンター久喜でございます。

ふれあいセンター久喜につきましては、現行の計画のとおりでございますが、「行政サービス機能」を「行政窓口」に名称を変えるとともに、新庁舎へ移転・集約としていたのを「現市役所本庁舎を転用して整備する子育て支援施設へ移転・集約する。」というように改めております。

次に、2番の健康福祉センター（くりむ）でございます。

第3期を目途に、機能を廃止して建物を除却する方向性に変わりはございませんが、第1期に栗橋コミュニティセンター（くぶる）という建物の中にある、栗橋地域子育て支援センターを移転させてくるということを取り止めまして、現状のまま機能、建物ともに当面維持する計画といたしました。

市民文化系施設のところでもご説明しますが、「くぶる」には子育て支援センターが入っており、南栗橋の中心的な公共施設になっております。

これを「くりむ」に移転させるのが現在の計画ですが、南栗橋は今、大規模な

住宅開発が行われており、今後もお子さんを含む人口の増加が非常に見込まれる地域でございます。

そちらから、子育ての支援をするような施設がなくなってしまうのはいかがなものかということで、「くりむ」に移転させようとしていたものを改め、「くぶる」に残すというような形に変更したところです。

次に、3番のけやきの木から8番のぞみ園の6つの施設でございます。これらの障がい者福祉施設は、一律民間譲渡とする計画でございましたが、これを改めまして「機能、建物ともに、当面は維持する。建物の更新時期に利用状況等を勘案して方向性を検討する。」というように改めたいと考えているところでございます。

次に、9番の菖蒲老人福祉センター、10番の鷺宮福祉センター、それから、新5番の（新）ごみ処理施設付帯施設（高齢者福祉）、11番の彩嘉園につきましては、施設の名称に網掛けがかかっていないことからもお分かりのとおりかと思いますが、何も変更がございません。

最後に、12番の偕楽荘でございます。

こちらの偕楽荘につきましても、民間譲渡する計画でございましたが、これを改めまして「機能、建物ともに、当面は維持する。建物の更新時期に利用状況等を勘案して方向性を検討する。」というように改めたいと考えております。

福祉施設についての説明は以上となります。

よろしく願いいたします。

石上会長

ありがとうございました。

こちらにつきまして、ご質問等ございますか。

池田委員

福祉施設の方針の中に民間譲渡が入っていて、それがメインだということでした。

今回の変更によって、民間譲渡がなくなってしまうと思いますけれども、計画自体の見直しは考えていらっしゃるのでしょうか。

事務局（藤本主幹）

まず、こちらの障がい者福祉施設ですけれども、施設ができた頃は障がい者の方にご利用いただく施設は、行政の担っていた部分が非常に大きかったかと思えます。

ただ、現在では大分、民間事業者さんが参入されておりまして、公共施設よりも素晴らしいサービスを提供していただいている施設もあるというのが実情だと思っております。

この個別施設計画を策定するにあたって、民間の事業者さんにできることは民間の事業者さんにやっていただくという方向で、施設の総量を削減していきたいというような思いもございまして、民間譲渡する計画としていたところでございます。

しかし、やはりどうしても利用されている方の中には、公共施設であることに

安心感を持たれている方も非常に多く、なかなか利用者の方、それから利用者の保護者の方との合意形成が上手く進まなかったという実情がございます。

さらには、施設自体も建ててから数年、数十年たっておりますので、こちらの建物を含めての民間譲渡となりますと、受け手となる民間事業者さんも、なかなかすぐに了承するというわけにはいかないというところもございまして、様々なことを勘案した中で、今回の見直しで民間譲渡と一律で決めてしまうのは違うだろう、ということで見直しに至ったところです。

ただ、建物自体は当然、耐用年数ですとか、先ほどご説明した目標使用年数がございまして、いずれは建て替えたりしなければならない時期がやって参りますので、それまでに市が運営する障がい者福祉がどうあるべきかというところを、改めて方向性を検討していく時間が必要だというようなところです。

この個別施設計画というのは、基本的には1期から4期の間で、例えば、この時期に譲渡します、壊します、新しく建て替えますというような方向性をきちんと示している計画になってはいますが、ここの部分については曖昧な形にはなってしまうと思っております、「けやきの木」でしたら第4期となる2048年から2055年の間に耐用年数を迎えますので、その際に施設の利用状況を勘案したり、利用者さんとの合意形成を図りながら、この施設どうしていこうかということ、改めて検討していく計画とさせていただいたというところです。

計画変更になりますか、というようなご質問でしたが、まさにご覧いただいているとおり、今回計画を変更していきたいと考えております。

石上会長 例えば、けやきの木ですと2047年までは、今のままという理解でよろしいですか。

「方向性について検討」の時期が微妙に違っている、またはないところがありますがこれはどういう違いですか。

事務局（藤本 幹） なぜ「あゆみの郷」がないかと言いますと、第4期の終わりの2055年までに耐用年数を迎えていないからです。

例えば、「けやきの木」ですと、個別施設計画の70ページをご覧くださいればと思います。

対象施設の概要というのがございまして、「けやきの木」は建築年が1995年というように記載されているかと思っております。

こちらにS造と掲載されているのですが、鉄骨造は標準の使用年数で60年のもつ建物ということになりますので、1995年から60年経ちますと2055年、まさにこの個別施設計画の最終年2055年に耐用年数を迎えるということになっております。

この4期に入りました時には、この「けやきの木」をどうしていこうかというような方向性を、改めて検討していかなければならないというところで、この4期に記載させていただいているところです。

一方、「あゆみの郷」は2055年よりも後ろになってしまうということで、

この計画期間中は維持していくということまでしか示していないというところになります。

石上会長 例えば、2022年度中に民間譲渡するという計画は改めて、この「方向性について検討」と書いてある時期までは維持すると、「検討」となっていますが、実際はそこまでは維持するということのようにございます。

中村委員 偕楽荘も同じ考え方ですか。

事務局（藤本主幹） そうです。
3番から8番までの施設がいわゆる障がい者の福祉施設で、偕楽荘というのは高齢者の福祉施設ということになりますが、この偕楽荘についても障がい者の福祉施設と同様に考えております。

石上会長 偕楽荘も2055年までは、維持されるということのようにございます。その他よろしゅうございますか。

(意見等なし)

石上会長 それでは、先に進めさせていただきまして、7番の子育て支援施設です。ご説明よろしく願いいたします。

事務局（藤本主幹） それでは、資料1の4ページをご覧ください。
個別施設計画は、79ページ以降になります。
方針については、80ページに触れられております。
子育て支援施設については、「児童センター・児童館は、各地区に1箇所を目安とした配置は維持するもの他施設への機能移転、複合化を推進し、総量の削減を図る。」「保健福祉・子育て支援の拠点施設を市役所新庁舎に併設して建設し、各地区に1箇所設置しているファミリー・サポート・センターを1箇所に集約する。」「子育て支援センターは現状の配置を維持するものの、他施設への機能移転や複合化を行うことで、総量削減を図る。」この3つを方針としております。

これは、個別施設計画の基本方針の3番「複合化・多機能化による拠点施設の整備」の考え方に基づいております。

この子育て支援施設につきましても、今回の見直しにおける直接的な対象ではございませんが、本庁舎増築棟の整備に合わせた取組時期の変更等により、計画を改めております。

それでは、まず1番の児童センター、それから新3番の（新）久喜東複合施設（児童センター）でございます。

この2つの施設の計画に変更はございませんが、先ほどから何度か出て参りま

したが、「行政サービスセンター」という名称を「行政窓口」というように変更いたしました。

次に、2番の鷺宮児童館、それから7番の久喜地域子育て支援センター（ぼかぼか）の2施設でございます。

鷺宮児童館及び久喜地域子育て支援センター（ぼかぼか）につきましては、移転先が市役所新庁舎になっていたものを、「現市役所本庁舎を転用して整備する子育て支援施設」というように変更し、取組時期を第1期から第2期へ改めております。

それから次に、3番のファミリー・サポート・センターから6番のファミリー・サポート・センター鷺宮の4施設でございます。

各地区に設置されていたファミリー・サポート・センターになります。

菖蒲、栗橋、鷺宮地区の機能は、久喜地区にありますファミリー・サポート・センターにすでに集約が進んでおりますことから、各施設の取組内容欄に、米印で集約済みである旨を注記させていただいております。

また、ファミリー・サポート・センターの移転先ですが、こちらは市役所新庁舎であったものを、「現市役所本庁舎を転用して整備する子育て支援施設」というように改めております。

次が、8番の栗橋地域子育て支援センター（くふる）でございます。

先ほどご説明したとおり、栗橋コミュニティセンター内にある栗橋地域子育て支援センター（くふる）は移転を取り止め、機能建物とともに当面維持する計画にいたしました。

これに伴いまして、現行の計画から、転用2番の栗橋子育て支援施設は削除させていただいたところです。

次に、9番の鷺宮地域子育て支援センター（すまいる）につきましては、現行の計画のとおり変更はございません。

新9番の（新）桜田複合施設（子育て支援）でございます。

この施設につきましては、行政系施設のところでも触れさせていただきましたが、市長選挙公約の「まちのづくり方改革セカンドステージ」に伴いまして、追加させていただいております。

現在の計画では、鷺宮東コミュニティセンターを更新して整備するというようにしてはしましたが、場所を変えまして、第1期中に民間商業施設の一部を賃借して、行政窓口、子育て支援機能、コミュニティセンターの機能を有する複合拠点施設として整備して参りたいと考えております。

最後に、転用14番の保健・子育て複合施設（子育て支援）でございます。

現行の計画の保健・子育て複合施設（子育て支援）は、市役所新庁舎に併設する施設を新規に建てるというようなことで、新4という番号を振って参りました。

先ほどから話が出ておりますとおり、この新庁舎新設を取り止め、今の本庁舎を転用、リフォームするような形で整備するというように改めているところでございます。

子育て支援施設についての説明は以上となります。
よろしく願いいたします。

石上会長

ありがとうございます。
ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見はございますか。

(意見等なし)

石上会長

よろしいですか。
またお気づきの点がございましたら後程承ります。
それでは、次の図書館・資料館について、お願いいたします。

事務局（藤本
主幹）

それでは、資料1の5ページ、個別施設計画の方では88ページ以降となります。

図書館・資料館の方針といたしましては、「図書館は、各地区に1箇所の配置は維持するものの、他施設への複合を基本とすることで、総量の削減を図る。」
「資料館は、現状の配置を維持するものの、他施設への複合を基本とすることで、総量の削減を図る。」としております。

これは個別施設計画で言いますと、基本方針の4番「対象者や目的・用途を限定しないサービス提供への転換」によりまして、「施設を1つの目的・用途や対象者に限定するのではなく、幅広い世代の市民がそれぞれの目的に応じて利用できる多機能な施設に転換し、類似する機能の集約化を推進することで、施設の「機能」の質を高めながら、総量の削減を図る」というような考え方に基づいております。

この図書館・資料館につきましても、今回の見直しにおける直接的な対象ではございませんが、名称の変更や本庁舎増築棟の整備に伴う取組時期の変更等により一部計画を改めております。

施設ごとにご説明させていただきます。

はじめに、1番の郷土資料館、2番の中央図書館、4番の栗橋文化会館図書室、5番の鷺宮図書館につきましては、施設名称に網掛けがかかっておりません。

現行計画のとおり、修正はしていないところでございます。

新3番の久喜東複合施設（図書館）及び新2番の（新）栗橋市民プラザ（図書室）でございます。

こちら現行の計画に変更はございませんが、「行政サービスセンター」という名称を久喜東複合施設は「行政窓口」に、栗橋市民プラザは「行政センター」に改めております。

これも何度か出てきたと思いますが、総合支所に当たる機能を維持していくために行政センターをそれぞれの地区に置き、それとは別に、この久喜東複合施設には、窓口で資料が受け取れたり、申請ができたり、本庁舎の窓口とオンライン

でご相談いただけたりというような窓口機能を置くというところで、この行政センターと行政窓口をしっかりと区分けするために、名称を変更したところでございます。

3番の菖蒲図書館、それから転用4番の菖蒲図書室でございます。

これらの施設は、本庁舎増築棟への本庁機能の集約が第2期となりますことから、取組時期を第1期から第2期に変更いたしました。

最後に、新7番の鷺宮複合施設でございます。

この施設につきましては、配置バランス及び地域住民の利便性等を踏まえまして、「行政センター」を追加いたしました。

現行の計画には記載されていませんでしたが、見直し案で「行政センター」というのを追加したところでございます。

図書館・資料館についての説明は以上です。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

石上会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして何かございますか。

行政サービスセンターというのはなくす、それが行政センターと行政窓口のどちらかになると。

事務局（藤本主幹）

現在の計画では、行政サービスセンターという言葉が使われていたり、行政サービス機能と記載されていたり、使い方がしっかり定まっていないというところがございますので、各地区に配置する総合支所の機能を行政センターというように呼ぶことといたしまして、それとは別に行政の窓口機能を残す部分というのは行政窓口というような、この2つの表記にしっかりと区分し、見直しを行いました。

石上会長

行政窓口というのはいくつぐらいありますか。

事務局（藤本主幹）

久喜の東地区でございます、ふれあいセンター久喜の窓口では、現在も証明書の発行やご相談を受ける、いわゆる行政窓口当たる業務を行っており、これは残していくような計画になっています。

また、先ほどからお話の出ている東鷺宮駅の東口の民間施設をお借りして整備する公共施設にも同様の機能を入れたいというように、今2か所の行政窓口を置きたいと考えております。

石上会長

本庁舎と、行政センターと、行政窓口だそうです。

図書館・資料館につきましてご不明な点等ございますか。

（意見等なし）

石上会長 それでは、こちらも後程お気づきの点がございましたら承るとしまして、最後の市民文化系施設についてご説明をお願いいたします。

事務局（藤本主幹） それでは、資料1の6ページから8ページ、施設が非常に多い分類となっております。

個別施設計画では、95ページ以降になります。

市民文化系施設については、「分類全体を通じて、類似機能を有する施設が近接し代替が可能な場合は集約化を推進し、総量の削減を図ることを基本とする。」「各地区に分散する文化会館を1箇所に集約する。」「集会所は、地域団体等への譲渡を推進し、市としてのサービス提供を廃止する。」「教育集会所は、周辺他施設等との集約・複合化を推進する。」「隣保館は、現在の配置を維持する。」「公民館は、コミュニティセンターへ移行し、利用の促進と、施設の有効利用を図る。」「コミュニティセンター・生涯学習施設は、現在の配置を維持するものの、施設を更新する場合は規模の縮小や他施設への複合化を推進する。」ことを方針としているところです。

これは、個別施設計画の基本方針の3番「複合化・多機能化による拠点施設の整備」の考え方に基づいております。

地元譲渡としている集会所等については、地元自治会に譲渡するための協議を実施して参りましたが、協議が整わず、このたびの見直し対象となったところでございます。

それでは、施設ごとに見直し内容をご説明させていただきます。

はじめに、1番の久喜総合文化会館です。

久喜総合文化会館につきましては、2番の菖蒲文化会館（アミーゴ）、3番の栗橋文化会館（イリス）とともに、新8番の（新）久喜文化ホールに機能を集約し、除却するという計画としておりました。

この久喜文化ホールについては、建てる場所をどこにするというところがこの現行の計画には記載されていないのですが、現在の久喜総合文化会館の位置に建て替える方向に定めまして、「除却」ではなく「更新」と改めたものでございます。

次に、4番の東町集会所から8番の花みずき会館までの5施設でございます。

この5施設は、集会所と称する施設でございまして、見直し前の計画では機能の方向性が「実施主体変更」、建物の方向性が「譲渡」、取組内容は「地元自治会等への譲渡または売却等を推進し、市としてのサービス提供を廃止する。」というようにしておりました。

見直し原案につきましては、機能の方向性を「集約化」、建物の方向性を「除却」に改めたところでございます。

取組内容については、各施設とも近接するコミュニティセンターへ機能を集約し、耐用年数を迎える際に除却することで、総量の削減を図ることとしたところでございます。

10番の野久喜集会所、11番の内下集会所でございます。

見直し前の計画では、いずれの施設も青葉コミュニティセンターに機能を集約し、建物を除却する計画としておりました。

見直し原案につきましては、機能の集約先を10番の野久喜集会所としまして、第1期中に更新する計画に改めたところでございます。

次に、13番の中央公民館につきましては、見え消しになっておりますが、取組内容の欄に不要な表記がありましたので削除するもので、計画自体の見直しはございません。

「建物の方向性は、転用先である久喜中央コミュニティセンターに準じる」というのは、ここに記載する必要がないので削除したところでございます。

資料1の7ページ、転用7番の久喜南コミュニティセンターについては、本庁舎の計画が第2期に遅れたことに伴いまして、江面コミュニティセンターへの機能の集約が第1期から第2期になるものでございます。

20番の鷺宮公民館、それから転用13番の鷺宮中央コミュニティセンターについてです。

この施設についても本庁舎の計画に合わせて、取組時期を第1期から第2期に改めるものでございます。

また、見直し前の計画では、施設名称を鷺宮コミュニティセンターとしておりましたが、鷺宮にはすでに鷺宮東コミュニティセンター、それから鷺宮西コミュニティセンターという2施設がございますことから、分かりやすくするために鷺宮中央コミュニティセンターに施設名称を改めるものでございます。

21番の菖蒲コミュニティセンターについても、本庁舎の計画に合わせて取組時期を第1期から第2期に改めております。

22番の栗橋コミュニティセンター（くぶる）については、これも先ほどからの繰り返しになってしまっていますが、複合する栗橋地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター栗橋の機能を移転する計画としておりましたが、この施設がある南栗橋地区で現在大規模な住宅開発が行われていることもありまして、これらの子育て関連施設は移転せずに残す方向に改めたものでございます。

資料1の8ページをご覧ください。

23番の鷺宮東コミュニティセンター（さくら）及び新9番の桜田複合施設についてです。

こちら先ほどからご説明して参りましたが、桜田複合施設については、鷺宮東コミュニティセンターを更新して新たに建設する計画としておりましたが、同じ桜田地区内の東鷺宮駅東口のイオン東鷺宮店が閉店したことに伴いまして、新たな商業施設の建設計画があり、この民間商業施設の中に桜田複合施設を整備することで中心市街地の賑わいを作り出すとともに、整備コストの縮減を図る計画に改めたところでございます。

次に、新7番の（新）鷺宮複合施設（生涯学習施設）、それから新2番の（新）栗橋市民プラザ（コミュニティセンター）についてです。

この施設については、取組内容等に変更はございませんが、見直し後の計画の

取組内容欄に「行政センター」の表記を追記しておりまして、鷲宮及び栗橋の拠点となる施設に、現在の総合支所機能と同様の機能を設置するというように改めたものでございます。

次に、新3番の(新)久喜東複合施設(コミュニティセンター)については、先ほどの行政センターに対しまして、もう少し簡易となる行政窓口を設置する計画でありますことから、「行政サービスセンター」という表記を「行政窓口」に改めるものでございます。

最後に、新12番の(新)防災公園管理棟です。

こちらにつきましても、市長選挙公約「まちのつくり方改革セカンドステージ」におきまして、利根川の堤防上に防災公園を整備するという事を市民の皆様にお約束しておりますことから、見直し原案に新12番の(新)防災公園管理棟として追加させていただいております。

防災公園の管理棟については、第1期に新築し、その後当面維持していくということになりますので、機能の方向性は「維持」、建物の方向性は「新築」、取組内容は「災害発生時の避難先や水防団の拠点としての機能、利根川の治水の歴史を学習できる機能などを備えた施設を第1期中に新築する。」といたしました。

今、ご説明した施設以外に網掛けのかかっている施設がたくさんありますけれども、こちらについては現行計画のまま変更はございません。

市民文化系施設についての説明は以上となります。

よろしく願いいたします。

石上会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見はございますか。

三澤副会長

私の地域は東町集会所を利用していますが、これが廃止になります。

現在、使っているのが6行政区で、納涼大会、防災訓練、年末に餅つき大会等の、公民館でなかなかできない行事等をやっております。

そういう意味では、地域に密着した非常に重要な場所です。

東公民館が東コミュニティセンターになりますが、将来的に太田地区の太田集会所も廃止になって、両方が東コミュニティセンターに統合されるということになりますと、東コミュニティセンターは会議室が3つしかない非常に狭いところで、将来的には使い勝手が悪くなるのではないかと懸念をしています。

太田小、久喜東小がございまして、こちら辺を利用させていただく、当然また空き部屋等が出てきますので空き部屋を利用したい。

集会所の譲渡というのは、老朽化もあって修繕などの費用もかかり、地元としては受け入れがたいという意見がありました。

集会所の廃止については、空き教室や空き家の活用など様々な方法を考えて、地域活動を維持していくよう考えていかなければならないというように理解をしています。

坂口委員 公民館とコミュニティセンターの違いを教えてください。
どういようにな変わるのかを教えてください。

事務局（藤本主幹） 簡単に分かりやすく申し上げますと、公民館というのは使える団体が非常に限られており、誰もが使える施設ではありません。

これをコミュニティセンターにすることによって、誰もが使える施設になります。

今ちょうど三澤副会長からお話のあった東町集会所というのが非常に分かりやすい施設になりまして、東町集会所という集会所は、道路を挟んですぐのところ東公民館という公民館がございます。

ただ、この公民館は利用できる団体が限られていて、集会所はどなたでもご利用いただける。

しかし、この東公民館をコミュニティセンターにすれば、いろいろな方に使っていただける施設に変わるわけです。

そうすると、すぐ近くに同じ機能を持つ施設が2つあり、市が維持していくと当然、経費もかかって参りますので、片方は大分古くなっているというお話ございましたが、そういうこともあって廃止をする。

けれども、この公民館をコミュニティセンター化して、いろいろな方に使っていただけるようにすれば、施設は減るけれども利用勝手は変わらず、利便性を上げていけるのではないかと。

そういった方法を取りながら、施設の量を削減していきたいという考え方でございます。

中村委員 これまで、時代的な背景もありまして、施設や設備機能を集約化しようという方向で進んでいたのではないかと思います。

新しく防災公園の管理棟を作ることなのですが、私は詳しいことが分からなかったのですが、防災公園というところがあったのかどうかお伺いしたい。

事務局（藤本主幹） 栗橋に利根川という大きな川が流れておりますけれども、こちらは国が管理する河川でございます。

利根川については氾濫の危険性があるということで、堤防強化事業というのをもう数年前、数十年前からずっとやって参りました。

上流の方からずっとやってきている、下流の方もやっていたり、中にはスーパー堤防というかなり大きい堤防を造っているエリアもございます。

久喜市に関しましては、栗橋の国道4号の辺りです。

その堤防強化というのをしております、新しく大きい堤防を今まさに国が造っているところです。

これは台風19号の影響もあって、整備の方が加速しているところでございます。

この堤防を造りますと、空いている土地ができてくる。

今はないのですが、その堤防を造ることによってその上に、カスリーン台風などの教訓を生かしたような施設ですとか、そういった防災公園というものを作れるだろうというところで、防災公園を作るのであればそこに管理棟を合わせて作ってはどうかというようなものでございます。

中村委員

スーパー堤防の工事をしているということは知っていました。

しかし、まだ防災公園は完成してないということも分かりました。

その後、それに付随して、管理棟を作るということも分かりました。

すごく忙しい、超過密なところで、この期間に作れるのでしょうか。

作れるから提案したのでしょうけど、その辺を少しお伺いしたい。

事務局（藤本主幹）

こちらの堤防強化事業というものは、もう随分前から行っておりまして、今まさに完成が見えているところです。

防災公園というのは、いわゆる野原に近いといいますか、そういったものですので、堤防が完成すると同時に、広場に当たるような防災公園がすぐにできるというような状況でございます。

ただ、公園を作るからには公園を管理していかなければならない、防災公園とするからにはそういった教育に繋がるような施設も新たに作っていききたいというところです。

これから堤防を造ってというように考えますと、第1期中は難しいのではないかというようなご印象持たれるかもしれませんが、十分期間的には可能だというように思っております。

石上会長

その公園の管理は市なのですか。

事務局（藤本主幹）

おっしゃるとおり市で管理することになります。

石上会長

久喜総合文化会館の「更新」というのは、建て替えるということですか。文化ホールを新設し、それとは別にここも建て替えるという計画ですか。

事務局（藤本主幹）

現行の計画では、久喜文化ホールというものを新しく造る、造る場所は特にここには記載されていない、造ることになった段階で検討していく、1つ今より良いものを造って3つある文化会館は除却するというような計画でした。

現行の計画の新庁舎も建てる場所は、特に記載されておりませんでした。

そのまま建て替えるという方向もございましたし、移転するというお噂を聞かれた方もいらっしゃったかと思いますが、それと同じように文化ホールも移転する可能性がありました。

でもそうではなくて、本庁舎もここに残るといような計画に改めておりますし、今と同じように本庁舎と文化会館が近接してあった方がいいだろうというこ

とで、見直し案では先にここを壊して建て替えるというような計画に改めたところ
です。

1 番の久喜総合文化会館と新 8 番の（新）久喜文化ホールがセットになってお
りまして、第 2 期に久喜総合文化会館を更新して、壊して新しく建て替えるとい
うのが更新に当たるのですけれども、久喜文化ホールを新築するというような計
画としたいというところです。

石上会長 更新というのは、要するに、何年か後に新しい久喜文化ホールができていて、
その時には総合文化久喜総合文化会館はなくなっているのですね。

「除却」ではなく、「更新」と記載してあります。

事務局（藤本 個別施設計画の 60 ページをご覧くださいてもよろしいでしょうか。

主幹） 60 ページの下の方に（建物）とあって、3 つ目に「更新」というのがありま
す。

この個別施設計画でいう建物の「更新」がここに示されております。

この「当該建物を建替えて、使用を継続する」ことを「更新」と呼んでおりま
すので、この久喜総合文化会館を建て替えて、新たに久喜文化ホールを造るとい
うような立て付けになっているところです。

石上会長 分かりました。

現行の計画では、どこかに新築し久喜総合文化会館は除却される、けれど、見
直し案では、同じ場所なので久喜総合文化会館は除却ではなく、更新されるとい
う扱いになるということですか。

事務局（藤本 そういうことになります。

主幹） 場所も含めて明確にしたというところです。

石上会長 実態としては、久喜総合文化会館はいずれ取り壊して新しいものができる。

事務局（藤本 はい。

主幹）

石上会長 他にはございますか。

（意見等なし）

石上会長 それでは、ご説明とご審議が一巡したところでございますので、改めまして全
てを通してお気づきの点、あるいはご質問、ご意見がございましたらよろしくお
願いいたします。

(意見等なし)

石上会長 それでは以上をもちまして、議題（２）につきましては終了とさせていただきたいと思います。

 では、引き続きまして議題の（３）その他でございますが、まずは事務局からございますか。

事務局（藤本主幹） それではその他といたしまして、今後の予定等についてご説明させていただきます。

 はじめに本日の会議録の関係ですが、会議録につきましては前回と同様、会長一任で確定とさせていただきたいと存じます。

 事務局の方で作成いたしましたら会長にご確認いただき、公表させていただくような形で進めて参ります。

 次に、次回の委員会の開催予定でございます。

 次回ですが、年度が明けまして4月の中旬から下旬ぐらいを考えております。

 本日の時点で具体的な日時、場所等が決まっておりますので、時間や場所など詳細につきましては後日、開催通知を送付させていただきたいと考えております。

 次回の会議内容につきましては、第2回それから本日の第3回で個別施設計画の第5章の部分をご審議いただきましたので、その続きにあたります第6章それから第7章の部分についてご審議いただきたいというように考えております。

 それから会議の冒頭でもご説明しましたが、本日の会議資料につきましては明日にはホームページ上で公表いたします。

 また、この会議資料についての意見募集と議会への報告等を実施いたします。

 意見募集でいただいたご意見等については、次回の検討委員会でご検討をお願いしたいと考えております。

 以上でございます。

石上会長 ありがとうございます。

 ただいま、今後の予定につきましてご説明がございましたが、次回は4月の中旬ということでございます。

 次回は、個別施設計画における6章と7章に相当するところについてご審議をいただくということでございます。

 また、本日の会議資料に対するご意見につきましては冒頭にごございましたように、なるべく市民の方に周知を図るよう努めつつご意見を募るということでございます。

 何かご意見等ございますか。

(意見等なし)

石上会長	以上をもちまして、本日の議事は終了とさせていただきます。 進行を司会に戻らせていただいております。
司会（高田参事）	石上会長ありがとうございました。 それでは、閉会にあたりまして三澤副会長にご挨拶をお願いいたします。
三澤副会長	（副会長あいさつ）
司会（高田参事）	三澤副会長ありがとうございました。 また、委員の皆様におかれましても、大変お疲れ様でございました。 本日はどうもありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和5年3月14日

会 長 石上 泰州